

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する緊急要望

わが国における高病原性鳥インフルエンザの発生は、養鶏農家のみならず、国民に大きな不安を与えている。

関係地方自治体においては、関係機関と連携し、まん延防止措置を実施するなど対策を講じているが、対策を一層強化し、国民の健康と食の安全を確保し、養鶏農家等の経営安定を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項について早急に効果的な措置を講じること。

記

1. 防疫体制の強化

- (1) 感染ルートの早期解明を図るとともに、ウイルス確認検査を迅速化する体制整備を確立し、ワクチンの開発と確保を図ること。
- (2) ウイルスのわが国への侵入を防止するため輸入検疫体制を強化すること。

2. 風評被害防止対策に万全を期し、国民に対するきめ細かい広報を行うこと。

3. 移動制限等により経営に影響を受けた養鶏農家や関係業者に十分な支援措置を講じること。

4. 市町村が行う高病原性鳥インフルエンザ対策に要する経費について財政支援措置を行うこと。

以上要望する。

平成 16 年 3 月 15 日

全 国 市 長 会